

外貨普通預金

島田信用金庫

平成25年1月4日現在

1. 商品名	・外貨普通預金
2. 販売対象	・法人および個人のお客さま
3. お取扱い通貨	・米ドルのみ
4. 期間	・期間の定めはありません。
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・いつでもお預け入れいただきます。 ・1米ドル以上 ・1セント単位
6. 払戻方法	・いつでもお引き出しいただけます。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・当金庫の定める外貨普通預金利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・付利単位は1通貨単位(1米ドル)とし、1年を365日とした日割り計算により算出します。
8. 手数料	・円貨を外貨にしてお預け入れる時、および外貨を円貨にしてお引き出しする時は受払いする円貨額に為替手数料が含まれています。米ドルの場合、片道1円(往復2円)です。(9)「為替変動リスク(重要事項)」をあわせてご覧ください。 ・お預け入れおよびお引き出しに際しては、次の手数料がかかります。 ①外貨を円貨にしてお引き出しする場合で、500米ドル未満の場合 1回につき500円 ②外貨建て送金および外貨建て小切手取立等、外国為替取引に基づくお預け入れ・お引き出しの場合 取扱手数料 0.05%(最低2,500円) その他送金・取立等の外国為替取引に関する手数料がかかります。
9. 為替変動リスク (重要事項)	・この預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動によってお引き出し円貨額がお預け入れ円貨額を下回る場合(元本割れ)があります。 ・お預け入れ時にはTTSレート(電信売相場)、お引き出し時にはTTBレート(電信買相場)を適用します。米ドルの場合、TTBの方がTTSより2円安いいため、為替変動がない場合でも、この適用相場の差が為替差損となり、負担が生じます。 TTSレート：お客様が円を外貨に交換するときの換算相場です。 TTBレート：お客様が外貨を円に交換するときの換算相場です。
10. 税金	(個人) ・利息は一律20%(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税(マル優の適用は受けられません。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・為替差益は雑所得として総合課税(年収2,000万円以下の給与所得者で差益を含め給与以外の所得が年間20万円以下であれば申告不要) ・為替差損は他の雑所得の範囲内で控除することができます。(他の所得との損益通算はできません。) (一般法人) ・総合課税となります。 ・為替差損益は通常営業外損益として認識され、法人税申告額に含まれます。

11. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-77-3229）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>その他、当金庫リスク統括部、一般社団法人静岡県信用金庫協会（9時～17時、電話：054-255-5530）を通じて、静岡県弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用することができます。また、お客さまから各弁護士会（静岡支部 10時～16時、電話：054-252-0008）、（浜松支部 10時～16時、電話：053-455-3009）、（沼津支部 10時～16時、電話：055-931-1848）に直接お申し出いただくことも可能です。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の保護対象とならない預金です。元本とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることとなります。したがって、金額が一部カットされることがあります。 ・預金の譲渡・質入れはできません。 ・この預金は、通帳を発行しないステートメント（取引明細書）方式です。 ・外貨現金およびトラベラーズチェック（旅行小切手）でのお預け入れ、お引き出しはできません。